

表2

番号	項目	検査頻度	単位	基準値	下限値	検査回数削減	省略の可否		
1	一般細菌	1回/月	CFU/ml	100個/ml	0	不可	不可		
2	大腸菌	1回/月	mg/l	不検出	陽性				
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.003	0.0003	注1	注2		
4	水銀及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.0005	0.00005				
5	セレン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
6	鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
8	六価クロム化合物	1回/3月	mg/l	0.05	0.005				
9	シアン化物及び塩化シアン	1回/3月	mg/l	0.01	0.001	不可	不可		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	mg/l	10	0.1	注1	注2		
11	フッ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.8	0.05				
12	ホウ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.02				
13	四塩化炭素	1回/3月	mg/l	0.002	0.0002				
14	1,4-ジオキサン	1回/3月	mg/l	0.05	0.001				
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.04	0.0002				
16	ジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.02	0.0005				
17	テトラクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0002				
18	トリクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.03	0.0002				
19	ベンゼン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0005				
20	塩素酸	1回/3月	mg/l	0.6	0.06			不可	不可
21	クロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.02	0.002				
22	クロロホルム	1回/3月	mg/l	0.06	0.001				
23	ジクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.04	0.002				
24	ジブロモクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001				
25	臭素酸	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
26	総トリハロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001				
27	トリクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.2	0.002				
28	ブロモジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.03	0.001				
29	ブロモホルム	1回/3月	mg/l	0.09	0.001				
30	ホルムアルデヒド	1回/3月	mg/l	0.08	0.008	注1	注2		
31	亜鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.005				
32	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.2	0.02				
33	鉄及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.3	0.03				
34	銅及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.01				
35	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	200	0.1				
36	マンガン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.05	0.005	不可	不可		
37	塩化物イオン	1回/月	mg/l	200	0.2	不可	不可		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	mg/l	300	1	注1	注2		
39	蒸発残留物	1回/3月	mg/l	500	1				
40	陰イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.2	0.02	不可	注3		
41	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	µg/l	0.01	0.001				
42	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	µg/l	0.01	0.001	注1	注2		
43	非イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.02	0.005				
44	フェノール類	1回/3月	mg/l	0.005	0.0005	不可	不可		
45	有機物	1回/月	mg/l	3	0.2				
46	pH値	1回/月		5.8~8.6					
47	味	1回/月		異常でない					
48	臭気	1回/月		異常でない					
49	色度	1回/月	度	5	0.5				
50	濁度	1回/月	度	2	0.1				

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況または、その状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。